

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	打刻収集システム用仮想 サーバ保守業務委託	01 情報処理	NECフィールディング 株式会社	1,716,000	令和6年9月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-
2	令和6年度総務事務セン ター空調設備予防保全業 務委託	02 機械設備等 保守点検	ダイキン工業株式会社	2,310,000	令和6年9月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

打刻収集システム用仮想サーバ保守業務委託

2 契約の相手方

N E C フィールディング株式会社

3 随意契約理由

打刻収集システムについては、本市の共通クラウド上に構築した Azure 仮想サーバにより運用するものであり、当該サーバは当該事業者が構築したものであることから、当該サーバの保守業務については、当該事業者以外では技術面の対応が不可能であり、かつ作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06－6105－2058）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市総務事務センター空調設備予防保全業務委託

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社 西日本サービス部

3 随意契約理由

本設備については、製造元であるダイキン工業株式会社が保守点検を行っており、当該保全業務については、保守業務と密接不可分の関係にあることから、当該事業者以外に履行させた場合、設備不良時等の設備管理における責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2054）